

介護をされている方等の「」参加をお待ちしています

## 介護者家族のつどい

ご家族で介護を頑張つている方のご相談や息抜きの時間をつくる目的として介護者家族のつどいを開催します。町内にある特定施設入居者生活介護「梅の家」の見学会を予定しています。

日時 6月19日(水) 午前10時～正午

落ちついて行動できるか確認しましょう

場所	ゆうがく館そぶらの、梅の家
費用	無料
申込み	6月13日(木)までに 問へ申込み
※応募者多数の場合は、先着順となります。	

## 防災行政無線を用いた緊急速報訓練

6月18日(火)午前10時頃、町内43カ所に設置している防災行政無線の放送塔から、緊急地震速報の訓練放送を行います。この訓練は、緊急地震速報を聞いてから、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるための訓練です。また、緊急地震速報等の緊急情報が防災無線から適切に流れるかを確認するためのものです。

②「(ビロンボローン)緊急地震速報。大地震です。大震です。これは訓練放送です」×3回繰り返し  
③「こちらは防災越生です。これで訓練放送を終ります(ビンボンパンポン)」

問 総務課 自治振興担当

内線214

○申請者は、(保護者)名義の普通預金口座番号がわかるもの(預金通帳等)  
○厚生(共済)年金加入者は申請者の健康保険証の  
◆お子さんが増えた方  
○児童手当額改定認定請求書  
○印鑑  
※すぐに必要書類がそろわない場合でも、子育て支援窓口で申請してください。  
こんなときはお届けください  
○養育する児童の養育状況が変わったとき(婚姻、別居、離婚等)

問 総務課 子ども担当

内線161

申請はお忘れなく

## 児童手当制度

支払時期 原則年3回(6月、10月、2月)

申請場所 子育て支援窓口(公務員は勤務先)

◆新規に申請をする方  
○児童手当認定請求書(子育て支援窓口にあります)

※請求者等の個人番号の記載が必要です。  
○印鑑  
○申請者(保護者)名義の普通預金口座番号がわかるもの(預金通帳等)  
○厚生(共済)年金加入者は申請者の健康保険証の  
◆お子さんが増えた方  
○児童手当額改定認定請求書  
○印鑑  
※すぐに必要書類がそろわない場合でも、子育て支援窓口で申請してください。  
こんなときはお届けください  
○養育する児童の養育状況が変わったとき(婚姻、別居、離婚等)

○公務員になったとき  
○受給者や児童の住所や名前が変わったとき  
◆町外へ転出する方  
受給者が町外へ転出する場合、越生町での児童手当受給資格が消滅しますので、受給事由消滅届をご提出ください。転出先の市区町村で転出予定日から15日以内に新たに児童手当を申請してください。

受給者が児童と別居となつた場合、手続きが異なります。問へご連絡ください。児童手当を受給している方は現況届を毎年6月に提出する必要があります。該当する方には、現況届の案内を送付します。児童手当がない場合は現況届を毎年6月に提出する必要があります。該当する方には、現況届の案内を送付します。



## テレ玉のデータ放送で町の情報を発信中!

町では、テレビ埼玉の「データ放送サービス」を利用して、イベント、観光情報、町政情報などを発信しています。災害発生時にはこのサービスを活用し、町内の災害情報をいち早く発信します。

※データ放送に対応していないテレビは利用できません。

視聴方法 ①テレビのチャンネルをテレ玉(地デジ3ch)にあわせ、リモコンの「dボタン」を押す。

②メニューから「越生町からのお知らせ」を選び、リモコンの「決定ボタン」を押す。

※「市町村のお知らせ」と表示された場合は、越生町を選択してください。

問 総務課 自治振興担当 内線215

